



申第1号「各種施策に伴う労働条件・労働環境改善に関する申し入れ」シリーズ④



社宅居住期間制限

賃貸住宅援助金給付期間



制限期間の撤廃を要求！

▼いわゆる「15年ルール」が導入された経緯

2015年（平成27年）4月に、経営側は「社員の持家取得を促進するとともに、社宅利用者と社宅以外に居住する社員の受益格差の是正及び社宅の利用機会均等を推進する」ことを目的として「社宅制度の改正」「住宅援助金制度の改正」を段階的に実施するとしました。

この改正で「社宅居住期間制限（15年）」（実施日は※2022年4月1日）と「賃貸住宅援助金の給付期間制限（15年）」（実施日は2022年4月1日）が導入されました。

※令和3年度に「処遇改善」の一つとして、令和4年度に社宅居住期間が15年以上となる社員の期間制限が「令和5年度末」まで延長されています。

現場で働く組合員・社員の声

- ・経営側は持家取得を促進しているが、会社施策によって希望する勤務地以外や単身赴任を伴う異動が発生していることから、持家を建てる場所が決めづらくなっている！
- ・すべての社員が持家を購入する訳ではない。さらに会社施策によって支社境界を越えた異動もあり、賃貸住宅を利用せざるを得ない社員も多くいる！
- ・「住環境制度の改正」を提案した2015年当時と比べ、今日の社員が置かれている状況や働き方は大きく変化している。7年前とは実態が違う！
- ・単身赴任を伴う異動や希望以外の異動がある以上、いわゆる15年ルールを撤廃して社員が定年まで安心して生活できる住環境を会社が整備するべきだ！

★所有住宅援助金を「月額1万円」とすることを要求！

現場で働く組合員・社員の声

- ・会社は「持家取得を促進」しているが、最初の5年間は月額5,000円。それ以降は月額2,500円である。原材料価格、不動産価格の上昇で現行の支給額では足りない！賃金や期末手当が抑えられているため、住宅ローンの支払いにも不安がある！